

基本部分		注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間ケア加算(I)	注 夜間ケア加算(II)	注 夜間支援体制加算(I) ※仮称	注 夜間支援体制加算(II) ※仮称	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(I) 要介護1(〇〇単位) 要介護2(〇〇単位) 要介護3(〇〇単位) 要介護4(〇〇単位) 要介護5(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位		
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)				③と同様					1日につき +〇〇単位
ロ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用共同生活介護費(I)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位		1日につき +〇〇単位		1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	
	(2) 短期利用共同生活介護費(II)				③と同様				1日につき +〇〇単位	
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 死亡以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)									
ハ 初期加算(1日につき 〇〇単位を加算)										
ニ 医療連携体制加算(1日につき 〇〇単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算 (〇〇単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)									
ヘト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算) (+2) サービス提供体制強化加算(+II) (1日につき 〇〇単位を加算) (23) サービス提供体制強化加算(+III) (1日につき 〇〇単位を加算) (34) サービス提供体制強化加算(+IV) (1日につき 〇〇単位を加算)									
トチ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)(1月につき + 所定単位×(〇〇+〇〇)/1000) (+2) 介護職員処遇改善加算(+II)(1月につき + 所定単位×〇〇/1000) (23) 介護職員処遇改善加算(+III)(1月につき +(2)の〇〇/100) (34) 介護職員処遇改善加算(+IV)(1月につき +(2)の〇〇/100)									
										注 所定単位は、イからヘトまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

平成27年4月改定箇所